

開催日：平成 18 年 6 月 14 日

会議名：平成 18 年第 2 回定例会（第 2 号 6 月 14 日）

○（上田正雄議長）

次に、大伴雅章議員。

（大伴雅章議員登壇）

○（大伴雅章議員） かなり時間も切迫しておりまして、議長からも、先ほどの議員諸公がおっしゃっておられるように、議事運営に協力せよというふうなことでございますので、私もできるだけ議事運営に協力をしたいと思っております。ただ、今日一日、私、学習したのは、やはり理事者側の答弁のいかんにかかわらず、やはり質問項目が多いとどうしても時間が延びるということで、私、3つの質問に絞りました。したがって、理事者の真摯なお答えをお願いを申し上げまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、第1番目、障害者福祉についてでございます。これ、2項目でございます。

この障害者福祉の概念でございますが、私の質問するのは、特に重たい方、本当に支援の必要な障害者のことでございますので、前もっておことわりをしておきます。

1番目の質問は、障害者自立支援法がもう施行されて2カ月でございますので、ここのところの問題について、質問をさせていただく予定でございます。

既に、皆さん方御承知のとおり、昨年、全国の多くの障害者の大反対の中、政府与党は強行採決までしてですね、この障害者自立支援法を通しました。成立をして、この4月1日から施行されているというふうな事実は御承知のことだと思います。

当初、予想されましたように、やはり全国でいろんなイレギュラーが出てきております。新聞とかテレビとかで報道されているのは御承知のことだというふうに思います。

今回、私が問題にするのは、その中でも、特にいわゆる事業者側の問題を1つ取り上げたいというふうに思っております。

事業者、すなわち、障害者がいろんなサービスを受けられるわけですが、そのことを提供する側、事業者と言っております。特に全国的にそうなんですけれど、通所事業と居宅事業が大変でございます。通所、すなわち、障害者の方が家に迎えにこられて施設に行く、通っておられる、入所ではございません。通所事業あるいは居宅事業、これは家におられるときのサービスでございます。具体的に言えば、ホームヘルプ事業あるいはグループホーム、これが一般的に居宅事業とされているものでございまして、非常にこの乙訓管内でも、特にその特性、重度の方が非常に多いというふうな特性の中で、事業所は大変な思いをしておられるというふうなことを、先月いっぱい、私、調査をして判明したわけでございます。

とある事業所、長岡京市内の事業所の例を少しばかり御紹介をいたしますと、もう正直言いまして、数字だけ聞いてびっくりしました。3月まで持つだろうかというふうな状態

でございます。具体的に、なぜそういうことが起こったのか、少し説明をさしていただきますと、今まで、大体そういういわゆる事業所がですね、収入は行政からのいろんな補助金もございますけれど、いわゆる利用料を月割りです、計算をして、翌月の初めに計算をして収入だったわけでございます。

御承知のように、障害者福祉、特に重たい方の場合は、平成15年の3月までは措置でございました。厚生大臣や府知事あるいは市長の命令で措置をする。余り適切な言葉ではなかったんですけど、そして、やがて、そうじゃなくて、やっぱり自立を支援していこうじゃないかということで支援費方式になりました。15年4月から3年間続きました。これで、全国の障害者の方が自ら自分でサービスを選択していく、本当にあるべき姿になったわけございまして、財務省の思惑が、ところが、外れたんですね。思ったほか、やはり利用料が増えたというあたりで、財源的に非常に困難な状況になったということで、今回の障害者自立支援法、何が自立かなんですが、原則、その当事者から1割を負担してもらおうと。こういうことになったわけですが、今まででしたら措置費、もちろん月々の定員というのがございまして、その施設の場合、例えば身障でございましたら20、知的でございましたら30、全国的にそういうふうに定員があるんですね。定員掛ける月割りです。ところが、自立支援法になったら、御承知のように、当事者からお金1割でも取るわけですよ。行ってへんのにお金取れませんよね。だから、日割りにしたんですよ。これは筋が通ってます、ある意味では。

ところが、実態は違うんですよ、特に長岡の場合。多くの重度障害者の方が通所しておられる。どういうことかと言いますと、当然家に迎えに行くんですね。重度障害者の方は、身障にしても、知的にしても、精神的に、あるいは身体的に非常に不安定な状況に毎日置かれておられるんですよ。車とめて、家へ行って、おはようございますから始まって、なかなかやっぱり車に乗れる状況というのは少のうございます。待ったり、いろんなケアをして乗っていただいて来ていただくというのが、今まで、事業者、今もそうしています。が、やはり、平均で見ますと、重度心身障害者の場合、やはり身体的な、あるいは精神的なその日の状況の中でですね、実際はなかなか行けない。統計的に約半分、週のうち半分行けたらいいというのが実態でございます。

ところが、国はこういうことを本当に知らないんですよ。だから、日割りにしても大丈夫やろうと、こういうふうなことになるんですが、例えば、今の算数の計算で言いますと、月割りから日割りになって、つまり、半分になるんですよ。これは事業所にとっては非常に大きな問題でございまして、その施設の試算、私も5月の中旬行ってきまして、計算書を見せてもらいました。昨年、支援費でございました。4月から、同じ4月で約170万円の減でございます。年額にしますと約2,000万円でございます。その施設、総額で支援費、去年1年間で1億円なんですよ。1億円のうち2,000万円減収なんですよ。

御承知のように、措置から支援費になった。施設も自立しなさいという中で、もちろん市の単独の補助金も減らしてきました。運営補助金も減らしてきました。国からの、支援

費になったから、十分にあるやろうということで、国からの施設に対する支援費も単価が減ってきた。そんな中でのぎりぎりの運営をされている中でのさらなる追い打ちでございます。これは全国的な傾向でもあるんですけど、本当に深刻な状況であるというのが事実でございました。

もう1つ、事業所の抱えている非常に大きな問題がございます。といたしますのは、これも法による弊害でございますが、実は上限管理と聞きなれない言葉があるんですけど、今度、いわゆる自立支援法になりまして、1人1人、やっぱり手計算でやっていかな値段が違いますので、御承知のように、今度、補正出ておりますんで、そのとき説明があらうかと思うんですが、介護保険と同じように1から6までの認定、それぞれの障害程度に応じてですね、認定されて、そして、そのサービス料が決まってお金が決まってくと、こういうふうな格好になりますんで、1人1人違う。まだソフトも開発されてないというので、手計算でやらな、その上、上限管理、耳なれない言葉ですが、これはどういうことかと言いますと、例えば、私は障害区分3ですよと決まります。それが、例えばですよ、25万円やと決まります。25万円以上使えないわけですよ。これは高齢者も一緒なんですけれど、その管理をちゃんと施設がしんなんのです。これはお願いするんですけど、上限管理費というお金もあるんですが、例えばその施設の場合、52人通所されているうち、40人が上限管理をその施設に頼った。ケアマネみたいなもんなんですけれど、これがまた大変なんですよ。これ、いいことなんですけど、重度障害者ほど、実はサービスをたくさん使うてはる、24時間ですから。夜のホームヘルプから、そして、通所から、あるいは土日にサポートヘルプから、いろんな多い人やったら7つ、8つ使うてはるわけですね。これは非常に大変でございます。

これ、全国的に傾向なんですけど、全国の障害者の通所施設、常勤はもちろんのこと、嘱託、アルバイトまでですね、この連休はなかったそうでございます。場合によったら徹夜して、その4月分の請求を書き上げたというふうなことでございます。

非常に困難な状況になっておるといふようなこと。これがわかりまして、私、たまたま偶然に私の党の国会議員から呼ばれまして、厚生省にその実情を言わへんかという話が来まして、5月に国の方に行ってきました。自立支援法担当の担当官2名と直接話さしていただきまして、今の話をしました。本当に腹立つ話でございます。厚生労働省の官僚いわく、いや、激変緩和やから、きちんと措置してますと。何やと言うたんですよ。定員23、30でしょう。1割まで認めますと。私も計算できますよね。20人の1割は2人ですよ。30人の1割は3人ですよ。半分ですよ、半分の数字がやっているのに、国は激変緩和措置や言うて、2名、3名、あるいは、例えば、言いました上限管理の話かって、どう言うたかという、いや、それは加算措置してますと。大変なんわかります。実際、加算措置で、非常に私も読んだけど、なかなかわからへん難しい要綱になってます。結果において、40名、例えば今、上限管理やっているうち、5名しか加算措置が講じられないと、こういう国の要綱ではね。かなり国は本当に事実を知りません。事実は現場にあるんですよ、

特に障害福祉の場合。厚生省の霞が関の官僚の机の上にあるんじゃないんですよ。本当に怒りました。幸いなことに、我が市の市長は現場主義ですから、きちんとそのことは存じ上げていただいているというふうには思うんですけど、これが実態でございます。

さらに、実際、当事者の方がどうなのかというふうなこと、私、何回も言ってますので、そのときに偶然、新聞報道があったんですよ。国の医療費あるいは介護保険料、自己負担料2割、そういうニュースの。もう本当に必死になって新聞記事読んで、私に聞かせるんですけど、これ、私たちも2割になるの違うやろかと。当然介護保険と障害者のこの自立支援法が統合されるというふうな報道されてますんで、非常に心配なんですよ、当事者の方。特に年金が80万円か90万円しか収入のない方々が、自己負担料がさらに増える。ましてですね、御承知やと思うんですけど、今回、給食費を払わなければならない。重度の障害者が授産施設行って、一日の工賃100円から200円なんですよ。そして、500円、600円の毎日の給食代払わんな。意欲が出ますか、働く、と厚生省に言いました。もっともと言え、生きる意欲にもつながりますよ。何のために生きてるのやと。これが自立支援法の結果でございます。ということ伝えつつもりですが、残念ながら、伝わったという感触がございません。私も力不足でございました。

こういうふうなこと、片や、市ではどうなのかというふうに申し上げますと、御承知のとおり、本市は数年前でございましたか、日本経済新聞が、これも非常にばくっとしたものでございましょうが、日本で一番福祉の進んだまちの中の8位でしたですかね。ランクされまして、関西で1番、これはもう長岡京市の福祉の進んだ現状、特に障害福祉が進んだ現状をあらわしている現状でございます。

どういうことやったかと、御承知のように、阪急の長岡天神駅、長岡京駅JR駅バリアフリー化やりましたね。あるいは、まだまだ不十分ですけど、積極的に公共施設のバリアフリー化、ほかの施設よりもいち早くやっていたいております。さらに、ソフト面では、よそのまちよりも早くですね、いろんなサービスを提供してきたという事実がございます。

例えばの例で申し上げますと、平成11年にですね、知的障害者のガイドヘルプというのは、国が次の年からやると要綱が出たんですよ。それをいち早く察知いたしまして、半年前から前倒しで、市の単費を使わずに、しかも、名前まで変えて、国はガイドヘルプというんです。ガイド、ヘルプ、案内ですよ。障害者の方のガイドヘルプ、案内の助けなんです。私のまちはサポートヘルプにそのときしたんですよ。支援をするんだと。そのときから自立支援なんですよ。このように、哲学的にも、非常に理念的にもすぐれたまちなんですよ。こういうふうなことをやってきたまちが、結果、どうなるかというと、本当に無残な目に遭うんですよ。

今度、補助金制度も少し変わりました。名前は補助金なんですけれど、今までは単一メニューに補助金なんですけど、そのまかに応じた、特性に応じたような格好でつく話が、交付金的な使い方になってきてます。この考え方はすばらしい。けれど、絶対量は一緒なんですよ。これは非常に困難な状況、それを今までのサービス、市長、前言わはりましたわ。

質は落とさないよ、これはなかなか無理な話ですよ、正直。これが自立支援法の本質でございます。

実は、今日、私、見てびっくりしたんです。京都新聞さん、すごいですね。朝刊見ました。毎朝、連載されているんですよ。1面の左上、「折れない葦」、これ、今日が最後なんですよ、たまたま。折れない葦は、フットじゃないです。パスカルの葦の方の葦ですよ。そこ、一部だけちょっと朗読させていただきます。私と同じことを書いておられます。「今春、施行の障害者自立支援法で、国は在宅への流れを推し進めている。受け皿もないまま、医療や福祉の貧困を家族介護に押しつけているのではないか。働ける価値ある命と、そうでない命を選別していると、多くの重度障害者や、ともに生きる家族は批判する」、このように書かれておるわけでございます。本当にこれが本質で、本当に市町村いじめだというふうに思います。いろんなところで、市長さん、頑張って声を上げていただいていると思いますが、このことに関して、本当に私、ある意味では同情いたします。市長さん、本当に腹蔵のないところを言っていただけたらという、所感をお聞きしたいんですが、もう一つ、京都府さんに対してもですね、やっぱりはっきり物を言うべきだというふうに思っております。

御承知のとおり、1割負担ですよ。これを、ある意味では国の国策に逆らって、京都府さんは、それは私とご持ちますよって、物すごいええこと言うてくれはったんですよ、1割。ただしですよ、10%の5%を市負担してやと。ただし、3年間ですよと。それはないやろですよ。これ、むちゃ言うようで、何か物すごく市としては先行き暗いような思いでございます。このこともあわせて、市長の所感をお伺いいたします。

2点目の質問にまいります。

乙訓福祉会の土地問題という項目上げておりますが、なかなかこれは非常に専門的な話でございます、経過を御存じない方がおられるかと思っております、少し経過をさかのぼります。

昭和40年代の終わりに、長岡京市に、御承知のとおり、府立の養護学校ができました。こればかりではないんですけど、40年代後半から50年代にかけて、非常に在宅で、つまり、就職先のない、学校は出たけれど、就職先のない重度の障害者が非常に多く長岡京市の中で居住されている。こういう実態の中で、当然の流れとして、保護者の方が立ち上がられて、幾つかの共同作業所をつくられたという動きがございます。その中の一つとして、昭和53年でございますかね、共同作業所、無認可でございます、乙訓の里というのを立ち上げられまして、二市一町が支援をしてですね、当初は向日市とか、長岡京市とか、いろいろ土地をうろうろしてたんですが、50年代の後半に、今の乙環の土地、勝竜寺長黒ですよ、新幹線の下に乙環の土地を貸与して、共同作業所を無認可としてやっと落ちつかれたわけでございます。

ちょうど昭和61年に、当時、社会課庶務係長であった私なんですが、当時、障害福祉課というのはなくて、社会課庶務係が障害福祉を担当しておったんですが、上司の命令

で、月1回、その乙訓の里に土曜日行きなさい。保護者会開かれる。これは上司の命令ですから、いわゆる行政命令として、市として行きなさいと。これは行かしていただきました。非常に私自身、勉強にもなりましたし、有意義やったんですけれど、その結果、昭和62年、明るる年ですね、二市一町でそれぞれの首長が集まって、市町会というのが今でもございます。ここの名において、二市一町の名によって、ここの事務局長さんがリーダーになってですね、乙訓地域重度心身障害者プロジェクトチームというのを発足しました。これは各市町村の担当係長1人ずつ行けという話で、私もメンバーの1人でした。なぜか知らず、若竹苑の担当係長もおられました。計5名で1年間20回ぐらい会議やりました。そして、年度の最後に、二市一町の首長さん、そして、市町会に意見具申をした。その内容は、乙訓にやはり重度の障害者が通所をする施設が必要であろうと。身障20、そのとき、精神薄弱者と言うたんですが、30の定員を持つ重度の障害者が通所する施設が必要という意見具申をしました。

ところが、表向きはそうなんです、実は、もう1つ理由がございました。御承知のとおり、昭和58年、二市一町は、これ、公的に立ち上げた乙訓福祉施設事務組合、今、一部事務組合がございまして、そこが運営している若竹苑という施設がございまして、これも経過がございまして、非常にその当時、重度の方が多かった。ところが、看板は通所授産、つまり、軽い人が行く。行って、そこで作業をして工賃をいただくという内容になったんですね、国が認可して。ところが、重たい人が行っている。これ、何とかしなあかんというのがございました。まさしく、一石二鳥でございまして。その法人を立ち上げて、若竹苑の重度の方を移す、そして、若竹苑を看板どおり、軽度の方が授産をしてやっていただくようにした。これが58年から若竹苑があつて、これで63年にそういうこともあつて、ほとんど行政が、私もやりました。法人化の仕事をやつて、そして、保護者の方が任意でですね、多額の寄附をされて、そして、社会福祉法人の乙訓福祉会が誕生し、平成元年でございましたか、これは間違つてたらちょっと後で訂正しますが、元年の10月でございましたか、今の地に法人として施設ができたわけでございます。そのときに、議事録にもあるんですが、当時の市長さんが、議員さんの答弁にかかわつて、これ、土地どうするのやという話、20年はいけますよ、フェニックス計画でと、その当時、言つてはつたんですね。

ところが、実際、契約したんは10年しか契約しいひんかつたんです。これ、ちょっと顛末わからんですが、土地10年間貸します。乙環のもちろん議会でも承認を得て、10年ですから、平成11年にまた問題が起きました。私、たまたまそのときも、くしくも社会福祉課長で、長岡京市の代表として交渉したんですが、当然延長しようということ。ところが、乙環の思惑もございまして、当面5年にしとこうやという話でございまして。そしてまた、16年に同じ問題が起こりまして、このときはですね、何も言わんと貸すんじゃなくて、法人さんもきちんと考えてやという、ちょっと附帯決議みたいなんございました。法人さんびつくりしはりましたね、その後。じゃあ僕らで考えなあかんのかみたい

なことで、法人の中で委員会をつくられました。そして、法人、一生懸命頑張って、いろんな論議の末、3つの答申みたいななん出さりました。1つが、私の質問書にも書いてますように、この問題は乙訓福祉会だけの土地という非常に限定された問題じゃないんだと。もっと大きく、広く、乙訓の障害福祉を将来的にどうするんやという問題の中で考えてほしい。特に養護学校の、今もそうです、重度の卒業生が、長岡京市あるいは二市一町の在校生がたくさんいるんですよ。こういう数字をちゃんと勘案した中で考えてほしい、これが1点でございます。

2点目は、これは2004年の10月12日、厚生省がすごいことを出したんですよ。これは通知か何かやったんですか、グランドデザイン案という、まさしく、その中の一部にこう書いてます。小規模の小学校の、あるいは中学校の空き教室というんですか、余裕教室いうんですか、の活用をしてでも、地域の中で重度障害者が通所できるような多機能ないろんなものを持って、それぞれ市町村は頑張って考えなさいみたいなものを出したんですよ。こういうことも厚生省がわざわざ言うている。こういうことも含めて行政と話していくべきやというのが2点目でございます。

3点目、これは当たり前なんですけど、もうこれ以上、社会通念上、多額の寄附はもう堪忍やと。当事者あるいは保護者の方もすってんでございませぬ。もうこれ以上、その方々からお金を出すのはもうだめだと、この3点を出されました。私もそうだというふうに思います。これは、実は、たしか行政の方に去年届いているというふうに思いますんで、これを見られて、どうなのかというふうなことと、そして、私、通告書にも書いておりますように、乙訓の将来の障害福祉を見た中で、その辺の政策の進捗ぐあいはどうなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

もう時間がございませぬので、3点目、校庭の芝生化の問題でございます。1分で終わります。

4年前、ちょうどワールドカップが行われているときの6月議会、初めて質問いたしました。そして、2年前の3月議会、もう議事録見られていると思いますんで、私、同じ趣旨で質問いたしました。その後の教育委員会でのそのことの進捗状態、あるいは今後のあり方について、教育長さんからお伺いをしたいと思います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○（上田正雄議長） お諮りします。

ただいま大伴雅章議員の一般質問の途中ですが、福島和人議員の質問が終わるまで、会議時間を延長することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○（上田正雄議長） 異議なしと認め、そのように決定します。

それでは、答弁を求めます。

小田市長。

(小田 豊市長登壇)

○(小田 豊市長) 大伴議員の御質問にお答えをいたします。

障害者自立支援法の施行に伴い、私の所感をということではありますが、障害者自立支援法の一部が4月から施行し、2カ月が過ぎました。私どもは、この自立支援法の施行に先立ちまして、これまで、支援費を利用されてきた市民の方々等に対しまして、法の趣旨や制度の内容等について、御理解をいただくべく、懇談や説明会を開催してきたところがあります。そして、ここへ来まして、制度の煩雑な手続をお願いをいたしております。

また、事業所におかれましては、連休を返上して請求事務処理をしていただいたところもあると聞いておりますが、御苦勞をおかけしていることに、改めて恐縮をいたしているところでございます。

この間、乙訓二市一町では、障害者自立支援法の施行に当たりまして、事務処理が非常に複雑であることに加え、最初の請求日が大型連休を挟むことから、協議を行いまして、請求期限の延長などの配慮をさせていただいたところでもあります。事務処理が落ちつくまでの間、引き続き必要な配慮をしていきたいと考えております。

また、事業所の運営につきましても、利用単価の見直しや、先ほど御意見をいただきました日割り計算などにより、以前にも増して、経営上、大変厳しい状況になっていることは承知をいたしております。事実は現場にありと、こういう御意見をいただきましたが、私も、逆に、現場にヒントありと、こういうふうに思っております。

一方、利用者負担につきましても、同じく施設支援費の利用に対しまして、前年同月に比べましても食費等の実費負担額を含めると、利用者全体で新たな負担が発生しているところでございます。障害者団体の要望からも、自己負担の発生に伴う障害福祉サービスの利用を控えると、こういった福祉の後退を危惧する声が出てきておるのも実情でございます。こうした状況につきましても、私といたしましても大きな懸念を抱いております。障害を持つ方が、この長岡京市で自分らしく暮らしていただくためには、必要な福祉サービスを安心して利用していただけるということは非常に重要なことでもあります。

障害者自立支援法では、平成18年10月より、地域生活支援事業として、相談支援事業、移動支援事業などの必須事業を含めた総合的な事業展開を市町村で実施するよう定めております。まさに、障害を持つ方に一番身近な市町村がニーズに応じた事業を実施していくという趣旨でありまして、市の独自性、政策能力が問われるところでもあります。これにつきましても、私も大いに懸念をいたしております。本市といたしましては、市独自施策として、他市の状況や当事者の意見も踏まえまして、利用者負担の軽減等も含めた検討を指示をしているところでございます。いましばらくお時間をいただきたいと存じます。

と同時に、国や京都府に対しましても、あらゆる機会を通して、障害者の自立に向けてのより一層の支援について、要望をしまいたいと存じております。

なお、京都府の2分の1助成ということにつきましては、3年限りと、こういう御意見でございますが、3年の目標設定の中で計画に入れておられると、こういうことも聞き及んでいるところでございますけれども、その点もあわせて要望をしまいたいというふうに考えております。

次に、乙訓福祉会の土地問題について、私の見解をとのことです。

本市におきましての大きな課題と受けとめているところであります。恐らく移転ということになれば、国や京都府の補助金の交付は期待できませんし、逆に、さきに交付のあった補助金の一部を返還しなければならない事態が十分予想されます。加えて、独立行政法人福祉医療機構や府社協からの借入れも困難と考えられます。相当額の負担が乙訓二市一町や乙訓福祉会にのしかかることとなります。何らかの工夫が必要であることは十分承知をいたしております。

議員から御紹介の法人からの御提言や御意見というものは十分受けとめていかなければと、このように思っております。改めて乙訓二市一町の問題であると確認をしながら、若竹苑を含め乙訓地域にある施設につきまして、障害者自立支援法に基づく施設区分、事業区分を行う際に、十分検討、協議を行い、乙訓福祉会と乙訓二市一町の担当部署が引き続き協議していく場を持つよう、また、行財政問題検討会等でも提議してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、私の見解とさせていただきます。

以上、私からの答弁といたします。

なお、校庭の芝生化につきましては、教育長からお答えをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○（上田正雄議長） 芦田教育長。

（芦田富男教育長登壇）

○（芦田富男教育長） 大伴議員の2点目の、校庭の芝生化についての御質問にお答えいたします。

この件につきまして、議員からの御質問は今回で3回目でございます。初回は、おっしゃっているとおり、4年前のワールドカップのときでございました。このワールドカップに関する連日の熱戦に日本中がサッカー一色になって、わいているときでございます。私も身を乗り出して応援しているところでございますが、あわせて、この選手が力いっぱいプレーしている、あるいは、プレーできる、このサッカー場の緑に輝く芝生を見ているすと、手入れが行き届いており、大変気持ちがよく、芝生の効果を実感しているところでございます。

さて、前回の質問以降の進捗状況と今後の予定についてでございますが、議員が常々指摘されておりますとおり、芝生の効果についても、やわらかさから来るクッション性で、けが等の抑制、砂ぼこりの防止、音や温度の吸収から来る環境への効果など、素材を通じ

での恵みが多く期待されているところでございます。

しかし、先進的に芝生化に取り組みられました、特に関東の自治体においては、実験的に設置された芝生化のグラウンドについての検証が行われ、問題点として、事前の土壌や排水の状況調査による改良経費や芝生の設置工事費も高額になること、芝の植栽後、一定期間、養生期間等、校庭が使えないこと、さらに、日常の芝刈り、散水、施肥等の維持管理に手間と費用がかかることなど、多くの課題が考えられております。

そこで、芝の維持管理につきましては、児童・生徒及び教職員の参加並びにPTAあるいは地域住民の方々の努力体制の構築、及び、芝管理に関し専門家の指導、助言等の協力が必要となってくると考えます。

また、芝生化について、校庭のすべて、あるいは一部を開放するのか、利用に当たっては児童・生徒に限るのか、より多くの人、例えば少年野球、サッカー等への開放など、スケールメリットによって芝の傷みぐあい、傷み程度、維持管理の内容、費用も変わってまいります。

このように、校庭の芝生化に関し整理、研究すべき課題もあり、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○（上田正雄議長） 大伴雅章議員、再質問ありませんか。

大伴雅章議員。

（大伴雅章議員登壇）

○（大伴雅章議員） 質問をしたいんですが、時間もあれなんで、協力します。2点だけの要望にいたします。

まず、市長の方にでございますけれど、実際問題ですね、やっぱり事務の統合というのができひんかなと。役所がやるわけじゃないんで、何かそういう音頭取りみたいなのができひんかなと、1カ所でね。同じ事務やっとするんですよ、全部同じ施設が、最低限度の人数で。もちろんコンピュータの活用というのもあるんですが、それを統合するところが実はあるんですよ、公的にやっている施設が。とかいうのを少しちょっと検討していただきたいなと。その延長線上に、そこを軟着陸として、あらぐささんでも、ひまわりさんでも、ここ最近やったん、4億円から6億円かかりますわ。まして国庫補助金ももらえない、返還しんなん、これは無理ですよ。軟着陸するいうたら、そこしかあらへんの違うかなと思うんで、ぜひその辺を検討していただきたいというふうな要望にします。

教育長さん、実はですね、関東の土壌と関西の土壌は違うの御存じないですね。伊豆長岡行ったら、グラウンド真っ黒なんですよ。関東ローム層ですよ。関東のデータで言わんといてください。インターネットで1秒でわかるんですよ。芝生スクールで、京都市がもう4校やっているでしょう。見に行くの10分しかかからへんですよ、横大路まで。そのインターネットたいてくださいな。全部書いてますやん、管理やとか。前の議事録読ん

だら、井上建設部長は非常に積極的ですやん。建設部が何で育友会まで、どうのこうの言わはるの。真剣に考えてくださいよ。委員長さん、今日、朝から本当に御苦労さんでございます。ぜひ委員会で、委員会で1つ議題に上げてください。お願いしますよ。

そのネットを1回読んでください。芝生スクールという、京都のあの経済同好会が立ち上げて、もう京都市の小学校4校、芝生にしていますよ。それも全部書いてます。すべてデータございます。今、そんだけ、ぼんとたたいたらデータ出る。ほんなら1回見に行こうか、10分で行けるんですよ、横大路小学校まで。ぜひ何らかの格好で検討をしていただきたいという要望をいたしますんで、よろしく願いいたします。

以上で再質問を終わらせていただきます。

○（上田正雄議長） 大伴雅章議員の質問を終わります。

次に、福島和人議員。

（福島和人議員登壇）